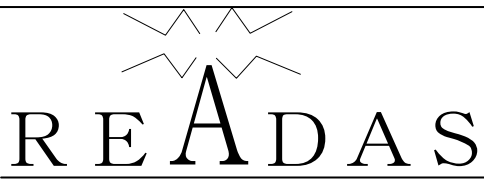


第 5287 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 8月12日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 平成26年10月～12月の裁決事例

**Q**：平成26年10月から12月までの裁決事例が公表されたそうですが、どのようなものがありましたか？

**A**：14事例が公表されました。

### 【解説】

さきごろ、国税不服審判所から平成26年10月から12月の裁決事例が公表されました。

国税通則法関係が6事例、所得税法関係が2事例、法人税法関係が3事例、相続税法関係が1事例、消費税法関係が1事例、印紙税法関係が1事例の全部で14事例でした。

主なものには、次のようなものがあります。

### 【国税通則法関係】

役務の提供等の完了前に請求書の発行を受ける等、通常と異なる処理を行った行為は、事実を仮装したものと認められるとして重加算税の賦課決定処分は適法としました。

### 【所得税法関係】

役職に変動がなくても労働条件等に重大な変動があり、単なる従前の勤務関係の延長とみることとはできないとして、退職手当等としての性質を有する給与に該当すると認定、原処分庁の主張を退けました。

### 【印紙税法関係】

顧客から商品の返品若しくは交換又は売価が異なるなどの申し出を受けた際に使用する「お客様返金伝票」と題する伝票のつづりは、印紙税法上の「判取帳」に該当するとして請求人の主張を棄却しました。

